告示

○総務省告示第三十八号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県大仙市と仙北郡美郷町との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十九年二月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成二十九年二月二十日

総務大臣　山本　早苗

大仙市に編入する区域

仙北郡美郷町本堂城回字吉清水一三五の一の一部、一四六の一部、一五九の一の一部、一七〇、二〇六の一の一部、二〇六の二の一部、二〇六の五、二〇六の六、二〇六の七から二〇六の九までの各一部、二〇七の一部、二六三の一部、三八〇の一の一部、三八一の一の一部、三八一の二の一部、三八二の一部、三八三の一から三八三の三までの各一部、三八四の一部、三八五の一の一部、三八五の三の一部、三八五の四の一部、三八六の一の一部、三八六の二の一部、三八七の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一から三九四まで、三九五の一、三九五の二、三九六、三九七の一から三九七の三まで、三九八から四〇一まで、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇五の二、四〇九、四一〇の二、四一一、四一二、四一四から四一八まで、四一九の一、四二〇の一、四二一、四二三から四三〇まで、四三二、四三三、四三五、四三六の一部、四三八の一部、四三九の一部、四六四、四六五、四九五から四九七までの各一部、五一八、本堂城回字後町四八の一の一部、四九の一の一部、二六四の一部、二六五の一部、二六七から二七一までの各一部、二七三の一、二七三の二、二七四から二七七まで、二七八の一、二七九の一、本堂城回字嶋田四の二から四の四まで、一七〇の一、一七〇の二、一七四から一七八まで、一七九の一、一八〇の一、一八六、一八七、一八八の一、一八九、一九〇、一九一の一、一九一の三、一九二、一九三、一九五、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の二、一九九の一、一九九の二、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の五から二〇一の八まで、二〇二から二一〇まで、二二〇、二二一、二二三、二二六、二二七、二二八の一、二三九から二三一まで、本堂城回字西館八一の一部、一〇八の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに本堂城回字後町四六の一の地先の水路である公有地の一部

仙北郡美郷町に編入する区域

大仙市太田町三本扇字**杓**子柳九五の一の一部、一〇五の一の一部、一〇六の一の一部、一〇七の一の一部、一〇八の一の一部、一〇九の一の一部、一一〇の一の一部、一一一の一の一部、一一二の一の一部、一一三の一の一部、一一四の一の一部、一一五の一の一部、一一六の一の一部、一一七の一の一部、一一八の一の一部、一一九の一の一部、一二〇の一の一部、一二一の一の一部、一二二、一二三の一部、一三三の一部、一三四の一部、一三五、一三六から一三九までの各一部、一四〇の一の一部、一四〇の二、一四一の一の一部、一四一の二、一四三の一の一部、一四三の二、大仙市太田町三本扇字谷地中五四の一、五六、七三、八三の一部、八六の一部、八七の一部、八八から一〇五まで、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一三の一、一一四、一一五の一、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の四、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一の一部、一三〇の一、一三一の一、一三二の一、一三三から一三五まで、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三の四、一四四の一、一四四の三、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九の一、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五三の一、一五四の一、一五五の一、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五七の二、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六二の一、一六二の二、一六三から一六七まで、一六八の一、一六八の二、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七一から一七三まで、大仙市太田町三本扇字下立石八四から一〇二まで、一〇三の一部、二一五の一、二一五の二、二一六から二一八まで、二二〇、二二一、二二二から二二七までの各一部、二二八の一の一部、二二九の一の一部、大仙市板見内字長仙寺四七の四の一部、五二の三の一部、五四の三の一部、二一八の二の一部、二六三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十日

法務大臣　金田　勝年

別表第一利根リバーサイド国際学院の項中「利根リバーサイド国際学院」を「利根国際学院」に改め、同表マロニエ日本語学院の項の次に次のように加える。

ジャパン・スクール・オブ・ビジネス	栃木県

別表第一山手インターナショナルスクールの項中「山手インターナショナルスクール」を「山手日本語学校」に改め、同表永興日本語学園の項の次に次のように加える。

さきたま国際学院	埼玉県
はなさく言語学校	埼玉県
東京グローブ言語学院	埼玉県

別表第一東京さくら学院の項の次に次のように加える。

ＡＩＴ日本語学校	千葉県

別表第一共立財団日語学院の項中「共立財団日語学院」を「共立日語学院」に改め、同表東京富士語学院の項の次に次のように加える。

東京外国語学院	東京都
東京四木教育学院	東京都
日本国際文化教育学院東京校	東京都
東京都市日本語学校	東京都
東京外語日本語学校	東京都
東京学社	東京都
東京板橋日本語学院	東京都
銀座ワールドアカデミー	東京都
コスモス外語学院	東京都
東京ＪＬＡ外国語学校早稲田校	東京都
アン・ランゲージスクール　光ヶ丘校	東京都
東京語学学校	東京都

別表第一ＬＩＢＥＲＴＹ小田原日本語学校の項の次に次のように加える。

大和外語学院	神奈川県
相模国際学院	神奈川県